

不定期刊行物

翔 べ、優 駿

(第63号) 2019年10月2日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0026 島根県益田市あけぼの西町 8-12 TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/> E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

お陰様で30周年

皆様のご支援のお陰で、本日、当事務所は30回目の創立記念日を迎えることができました。これまでのご厚情を深く感謝いたします。

私が当事務所を開業したのは平成元年でしたが、30年を経過した今では平成も終わり、令和の時代になっています。その間、山あり谷ありで様々な事がありましたが、皆様のご支援のお陰で何とか満30年を迎えることができました。これまでの厚情に感謝すると共に、今後も暖かく見守っていただきますようお願い申し上げます。

さて、20周年では記念事業として山口線益田～新山口間を完歩しました。また、25周年ではハーフマラソンを完走しました。この線路沿いの旅とランニングは今も趣味として続けております。線路沿いの旅は益田駅を出発して新山口駅に達し、山陽本線を西に歩いて門司駅まで行き、山陰本線を引き返して益田駅を通り過ぎて京都駅に達し、京都駅から東海道本線を西へ歩いて三ノ宮駅（兵庫県神戸市）に達すると共に、新山口駅から東へ歩いて大畠駅（山口県柳井市）まで達しています。少なくとも京都駅と新山口駅の間は完歩するつもりです。また、ランニングの方は、フルマラソン16回、ハーフマラソン31回を完走し、箱根駅伝のコースを1区から7区まで走っています。箱根駅伝の全区間を走り終えた上、フルマラソンやハーフマラソンの完走回数を伸ばすつもりです。

そして、本年は30周年記念事業として、6月2日（日）にウルトラマラソン（大崎上島ウルトラマラニック）60kmを9時間41分57秒で完走しました。本当は100kmを走りたいのですが、今の体力では無理なので、今後は体力を増強しながら距離を伸ばして、やがては100kmマラソンを完走したいと思います。

長いようで短い30年でした。開業以来、市民の法的ニーズに可能な限り応えるという

方針で、全ての司法書士が行っている不動産登記・商業登記だけでなく、裁判・債務整理・財産管理・成年後見等、依頼があるかぎり、どんな業務にでも取り組んで参りました。これからも、できるだけ多くの市民の法的ニーズに応えられるよう精進していく所存です。この間に3人の子供は全て大学を卒業して社会人となり、孫も生まれました。子育ては終わりましたが、「悠々自適の生活は認知症への一里塚」と言われていますので、今後も生涯現役を貫く所存です。次は35周年を目指して頑張りたいと思いますので、皆様の応援をよろしくお願いいたします。

東京オリンピック開閉幕時の連休について

我々司法書士にとって来年の最大の出来事といえば、令和2年4月1日の民法（債権法）改正及び7月1日の民法（相続法）改正ですが、一般の人にとっては東京オリンピックであることは間違いのないところでしょう。

皆さんご存じのように、来年の東京オリンピック開会式が行われる7月24日（金）前後は23日（木）から26日（日）までの4連休、閉会式が行われる8月9日（日）前後は8日（土）から10日（月）までの3連休になります。これは「平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」第29条により、2020年（令和2年）に限り、7月の第3月曜日とされている本来は7月20日（月）である「海の日」を7月23日（木）に、10月の第2月曜日とされている本来は10月12日（月）である「体育の日」を「スポーツの日」と名前を変えられて開会式当日の7月24日（金）に、8月11日とされている本来は8月11日（火）である「山の日」を8月10日（月）に移動したためです。

しかし、私はオリンピックのチケットの抽選に外れてしまいましたので、いくら連休になったからといって、オリンピックを見に行くわけにはいきません。テレビ観戦だけなら、録画しておけば良いので、休日である必要はありません。オリンピックのチケットを手に入れた人がいるという話はほとんど聞きませんので、一体、誰のための連休なのかと思わざるを得ません。